

平成 27 年 7 月 13 日

魚沼市議会議長 浅井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 各種委員の選任について
(2) 今後の委員会活動について
(3) その他
- 2 調査の経過 7 月 13 日に委員会を開催し、上記事件について説明を受け調査を行った。
各種委員の選出については、魚沼市都市計画審議会委員に遠藤徳一委員を選出することとした。
魚沼市総合計画審議会委員及び魚沼文化自由大楽実行委員会委員については、今期より条例等の改正がなされたため委員選出の必要が無くなったことが説明された。
今後の委員会活動については、別紙により所管課ごとに重点事項を決め、その他課題についても随時執行部からの説明を受けることとした。
その他で、定住自立圏構想、洪水時における魚野川水防警報等の見直しについて執行部より報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 各種委員の選任について

(2) 今後の委員会活動について

(3) その他

2 日 時 平成 27 年 7 月 13 日 午前 10 時 00 分

3 場 所 広神庁舎 301 会議室

4 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 角家総務課長、酒井企画政策課長

7 書 記 小幡議会事務局長、桜井議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会は、改選後初めての委員会になります。本委員会の今後の取り組むべき課題や各種委員の変更など委員会内部の案件について協議する予定となっています。また、執行部より定住自立圏構想についての報告、洪水時における魚野川の水防警報等の見直しについての報告を求められていますので、一部日程を変更いたしまして、日程第 3、その他を先に行いたいと思います。

(3) その他について

遠藤委員長 それでは、日程第 3、その他、定住自立圏構想についてまず最初に報告をお願いいたします。

酒井企画政策課長 定住自立圏構想について取り組みを進めているという事で 1 月 22 日の総務委員会で制度の概要について説明をさせていただいたところであります。その後の経過について説明をさせていただきます。まず状況ですが、1 月 22 日に総務委員会で説明させていただいた後に 2 月 3 日に湯沢町役場で第 2 回魚野川流域連絡協議会が開催され南魚沼市・湯沢町・魚沼市長の首長が、この 2 市 1 町で定住自立圏構想を進めていくこと

で概ね合意したという事であります。その後、平成 27 年度に入りまして 4 月、6 月と事務担当者レベルで検討を進めてきたところであります。南魚沼市につきましては、この 6 月 19 日の市議会本会議終了後に定住自立圏構想を実現することを目指す旨を議員の方に説明しております。これは 6 月 20 日の新潟日報で報道されております。湯沢町につきましては 6 月 17 日に定住自立圏構想についての概要やスケジュールについて説明をされたという事で進んでおります。それらを受け配付資料について説明をさせていただきます。

(配付資料「定住自立圏構想」に基づき説明)

遠藤委員長　ただいま説明がありました。本件について質疑はありますか。

森山委員　定住自立圏の共生ビジョンに盛り込まれた事業を特別交付税で措置するという説明だが、中心都市と周辺都市でまとまってやろうとしているのに財政措置に差があるのは理解に苦しむがその辺はどういう考えか。

酒井企画政策課長　まず、国の要綱で中心市と周辺市町で上限額が決められていることによります。また、一般的には中心市は都市機能の一定した集積があるとしていること及びこれらの都市機能を近隣市町村の住民もその機能を活用していることなどから、都市機能の充実を図ることや圏域全体のマネジメントを担う必要があることから限度額に差が出ているものと考えております。なお、あくまでも上限額であり、今後の話になりますが、定住自立圏共生ビジョンに掲載した事業に対する財政支援ですので、そこでの上限額がお示ししました額ということであります。事業実施時には、圏域市町間の取り決め等により負担割合等が決まってくると思いますし、上限額の 1,500 万円、7,800 万円を全てそれぞれの市町で使うという意味ではありません。例えば、魚沼市で実施した事業において、南魚沼市が応分の負担をすとか、またその反対の場合もあるということであります。

したがって、今後策定予定の定住自立圏共生ビジョンによるということであります。

森山委員　例えば、定住自立圏の共生ビジョンの中で何かを始めようとした場合に、その中心が魚沼市だった場合に、魚沼市に 1,500 万円しかこないが、この 3 つの大きな枠の中で充当するという考え方をしてよいのか。

酒井企画政策課長　それでよいと思いますし、一つの事業をやるのに均等で全部いくらいくらと決まってくれば、その事業に対しては南魚沼市にも限度があるという考えでよいと思います。

富永委員　2 つお願いしたい。

遠藤委員長　1 問 1 答で願います。

富永委員　森山委員の質問と関連しますが、中心市ではない魚沼市と湯沢町ですが、どちらも 1,500 万円ということですが、これが中心市以外は一律そうになっているのか、人口なり、大きさによって違いはあるのか。

酒井企画政策課長　要綱に基づきまして一律となっています。

富永委員　もう 1 点。先ほどの説明では、2 市 1 町で定住自立圏構想に向けた合意をなされたということですが、今後協議していく中で定住自立圏のメンバーにならないという選択肢はあるのか。

酒井企画政策課長　先ほど申し上げました定住自立圏形成協定書の締結が議会で認められなければならないこととなりますので、議決がなければ南魚沼市が宣言しても参加しない

ことになります。

富永委員 定住自立圏構想が出るということは、ある意味第2の合併かなという感じがして
いまして、そのための準備段階的な取組みだとも考えられるんですが、そのような中で、
魚沼市はそのような方向性ではなくて、市単独で自立していくんだという意味での選択す
る可能性はどのようなのでしょうか。

酒井企画政策課長 魚沼市は今のところ合併の考えはなく市単独を基本としています。ただ、
その中で連携できるところは広域連携を進めようということでこの定住自立圏構想で取
り組みたいという考えです。

大屋委員 包括的財政措置は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっていますが、
この5年間のビジョン計画を平成27年度中に決めていくという事になりますか。

酒井企画政策課長 平成27年度中に協定書が締結されれば、すぐに取り掛かれれば早まると
思われますが、平成28年度でなるべく早い段階で作成し取り組みたいと考えています。

大屋委員 先程の話に関連しますが、仮に魚沼市で議会議決が否決となった場合、仮に湯沢、
南魚沼市が議決した場合は、そこで定住自立圏構想ということになるわけですか。

酒井企画政策課長 協定書は湯沢町と南魚沼市で締結するという事になっていますので
それで進んでいくという事になると思われます。

大平委員 ごみ問題がありますが、議決しないとこれも出来なくなるのではないかと。

酒井企画政策課長 協定書の議決とは別物と考えてもらってよいと思います。

休 憩（10：17）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：18）

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。他にありませんか。

大平委員 何かやるにしても議決をした方がよいと思うが市としてはどう思いますか。

酒井企画政策課長 市としては協定書を締結して取り組んでいきたいと考えています。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。

それでは委員会の方針として、定住自立圏構想につきまして、今ほど説明がありましたが、
本件は、最終的には、議会議決となる重要な案件であります。当委員会としては、今後、
全員協議会等でも報告、協議があると思いますが、所管の委員会として、スケジュ
ール等を考慮しながら、今後も引き続き調査をしていくということで、まとめさ
せていただきたいと思いますと思いますがご異議ありませんか。（異議なし）異議ないものと認め
ます。そのように決定しました。それでは続きまして総務課長より、洪水時における魚野
川の水防警報等の見直しについて資料が出されていますので説明を求めます。

角家総務課長 総務課から1件報告をさせていただきたいと思います。お配りした資料にな
ります。梅雨時を迎えまして水防体制・点検を行っているところですが、今年度より魚沼
川水防警報等及び避難情報判断基準の一部につきまして見直しを行いましたので報告を

させていただきます。見直し内容については配付した資料のとおりです。平成 17 年の 3 月に内閣府が策定した、旧ガイドラインがこの度改定・公表され、これを受けまして本市では河川管理者と協議の後、平成 27 年 3 月の防災会議で市の水防計画の一部修正を行いました。資料の第 2 項変更内容に記載の見直しを行っているものです。魚野川の水位観測所となっております、小出、堀之内の観測所におきまして、増水時の避難判断水位基準及び氾濫危険水位基準がそれぞれ 20 センチから 50 センチ低くなっています。また、新たなガイドラインでは避難情報の判断基準も見直されて、避難勧告は、避難判断水位到達時から氾濫危険水位到達時に変更となります。今回の変更の主旨につきましては資料の後段の 1 点目にありますように、氾濫発生の想定をこれまでの計画高水位等としていたものをより現実的な堤防天端水位等に見直しをしまして市町村が躊躇なく避難勧告を発令できる基準としたものであります。結果、これによりまして例えば小出観測所の避難勧告の目安につきましては 91.3 メートルから 91.6 メートルに 30 センチほど高くなっています。報告については以上です。

遠藤委員長 ただいま説明がありました内容につきまして質疑はありますか。

大屋委員 この魚野川の内容はわかりましたが破間川は県の管理となっているが破間川は見直しはないのですか。

角家総務課長 国の管理する河川につきましても河川の大小によりまして段階を設けているようですが、今回の見直しは魚野川を始めとした大きな河川について今回見直しをし、順次、小河川につきましてもこれに合わせた見直しをしていくというガイドラインの内容になっていますので今回については魚野川、その後、さらにいろんな基準が管理者から示された時点で見直しを進めていく考えです。

大屋委員 これは意見になりますが、23 年の豪雨の時は、下倉地域はかなり溢水した事実もあるので、破間川も見直しをするように国県へ伝達をしていただきたいと考えますがどうですか。

角家総務課長 そのように考えています。

遠藤委員長 他にありませんか。

大平委員 見直しは水位が上がってから避難準備情報を出すようになったのか。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩（10：24）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：28）

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。

森山委員 前回の水害の教訓を生かすべきだと思うが、小出は水害が予想される地点と観測所はほとんど距離がないですが堀之内の観測所と下島地区は相当距離があり過ぎるように感じる。堀之内の場合は、もう少し下にも観測所が必要だと考えるがその点は改善さ

れませんか。

角家総務課長 河川管理者が信濃川工事事務所になりますがそこまでは話が出ていないところですが、機会がありましたら聞いてみたいと思います。

遠藤委員長 ほか質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。

執行部から用意のある説明事項は2点になります。その他であります但執行部に関連する発言がありましたら受け付けますが。

森山委員 1点聞きたいことがあります。、羽川荘の看板が道路標識に残っているが、施設は既に廃止されている。標識が直っていないと感じるが、施設配置と一緒に予算措置し、直ちに変更する計画はなかったのか。

酒井企画政策課長 施設を廃止した部署においてそのような措置が必要と思いますがそれぞれ担当部署等において確認を取りまして直ちに措置したいと思います。

遠藤委員長 ほか執行部に関連する質疑はありませんか。(なし) この後は、委員会内部の案件となります。執行部の説明員の皆さん大変ご苦労さまでした。退席を願います。

休 憩 (10:32)

休憩中に執行部退席

再 開 (10:33)

(1) 各種委員の選任について

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。日程第1、各種委員の選任についてを議題とします。当委員会で推選する各種委員の互選について協議します。市議会議員が各種委員に選任されていますが、そのうち、総務委員会で選出をして当該委員になってもらうものとして、総合計画審議会委員1名、都市計画審議会委員1名を選出するものです。魚沼文化自由大楽実行委員会委員2名、監事1名につきましては、規約の改正が行われ、今回より選任の必要性が無くなりました。事務局より根拠条例等を説明させていただきます。

小幡事務局長 説明につきましては桜井次長よりさせます。

桜井事務局次長 総合計画審議会委員につきましては、魚沼市総合計画審議会条例第3条第2項の規定により選出されているものです。都市計画審議会委員につきましては魚沼市都市計画審議会条例に規定されていますが条例第3条第2項において、市議会議員4名以内とされているものです。自由大楽の関係ですが、魚沼市文化自由大楽実行委員会委員になりますが、こちらにつきましては今般、規約の改正がなされまして議会選出の委員は削除となっておりますして今回の選出はなくなりました。

遠藤委員長 ただいまの事務局説明につきまして質疑・意見等はありませんか。

森山委員 2番の魚沼市総合計画審議委員は、人数は2人となっていますが、委員名は4人記載となっていますがどちらが正しいのですか。

小幡事務局長 2番目の、総合計画審議会委員の人数については誤りです。平成26年3月

25日に条例改正がありまして、議会議員が執行機関の審議会の委員になるという事は適当でないということから削除になりました。現在、委員は選ばないという事になりましたので、この欄は訂正を願います。同じく、自由大衆実行委員会関係も削除となります。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) それでは、しばらくの間休憩とし、選任について協議したいと思います。

休　　憩（10：36）

休憩中に選任について協議

再　　開（10：37）

遠藤委員長　休憩を解いて会議を再開します。都市計画審議会委員に委員長の私、遠藤徳一があて職でその任にあたるという事でご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように推薦することに決定いたしました。

（２）今後の委員会活動について

遠藤委員長　日程第２、今後の委員会活動についてを議題といたします。過去の委員会での調査案件、総務委員会での課題等について資料がありますので、事務局より説明させます。

小幡事務局長　資料により説明

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：38）

休憩中に取り組むべき課題について意見交換

再　　開（11：00）

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開します。それでは休憩中に協議いただきました委員会の取り組みについて方針決定をいただきましたので報告させていただきます。総務課は定員適正化計画、防災士の組織化を、企画政策課は定住自立圏構想、地方版総合戦略政策、公共交通対策、空き家対策を、財政課は財政計画、入札制度を、市民課は文化会館指定管理制度を、北部振興事務所は事務所の機能を、環境課は斎場建設・墓地造成、自然環境保護条例を、消防本部については組織体制についてそれぞれの重点項目とする方針を決定とさせていただきます。その他の項目につきましては適宜執行部より報告を求め調査をしていくこととします。ほか私の報告に漏れがありませんか。よろしいでしょうか。(異議なし) ただいま方針決定をさせていただきました課題のとおり２年間進めていくことでよろしく願いいたします。それでは、細かい資料、課題整理については委員長と副委員長、

事務局に一任をお願いいたしますがよろしいですか。(はい) それではそのようにさせていただきます。次に、行政視察について意見を伺います。行政視察については、皆さんの意見を踏まえて、正副委員長及び事務局に一任とし、素案を作成することで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11 : 08)

休憩中に議長より発言

再 開 (11 : 09)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開します。本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これにて閉会します。

閉 会 (11 : 10)